

# 【固定資産】

こていししさん

固定資産とは、1年以上の長期に保有する資産の総称です。「有形固定資産」「無形固定資産」「投資その他の資産」の3つがあります。

「有形固定資産」は、土地、建物、構築物、機械装置、器具備品、車両運搬具などです。

「無形固定資産」は、営業権、特許権、ソフトウェアなどです。

「投資その他の資産」は、投資有価証券、長期貸付金などです。

## 固定資産計上基準

1年以上使用可能で取得価額が10万円以上のものは固定資産として計上します。

ただし、取得価額が10万円以上20万円未満の資産は、一括償却資産として3年間で均等償却することも可能です。

また、中小企業者等は年間300万円を上限に30万円未満のものを少額減価償却資産として1年で全額損金として

計上することができず（少額減価償却資産の特例）。

## 償却資産

毎年1月1日現在、固定資産の所有者には、その固定資産が所在する市町村から固定資産税が課されます。固定資産税の対象となる固定資産のうち、土地・建物以外の事業用資産を「償却資産」といいます。

1月1日現在に所有する償却資産については、市区町村に償却資産税申告書を提出する必要があります。

## 固定資産管理

固定資産台帳を作成し、固定資産の名称や所在場所、部門、取得金額などを記載します。また、多くの会社では固定資産にシールなどを貼り、現物管理を行なっています。

会計・税務上は固定資産としない10万円未満のものも、現物管理上は固定資産として管理を行なうこともあります。

担当者なら知っておきたい

第3回

# 経理用語



(株)CFO代表  
税理士・  
米国公認会計士  
高橋 和徳

# 【減価償却】

げんかしようきやく

固定資産として計上したもので、建物や機械設備など時の経過等によって価値が減っていくものは、使用可能年数（耐用年数）で取得価額を分割して費用計上します。これを「減価償却」といいます。

会計上と税務上で減価償却の計算方法を分けることも可能ですが、実務処理上、税務基準であれば申告時に調整せずに済むため、税務基準で計上するのが一般的です。

税務基準の場合、耐用年数は構造・用途ごとに決められており、これを「法定耐用年数」といいます。

減価償却の計算方法には、「定額法」「定率法」「生産高比例法」の3つがあります。このうち生産高比例法は、鉱業権と鉱業用資産に限られます。

## 定額法

定額法は、毎年同じ金額を償却していく方法で、取得価額に定額法の償却率を乗じて

計算します。たとえば100万円の固定資産で耐用年数が5年のものは毎年20万円ずつ減価償却し、最後は備忘価格（減価償却終了後も事業の用に供している減価償却資産があることを示す）の1円まで評価を下げます。

## 定率法

建物、構築物は定額法と決められています。また、無形固定資産の減価償却も定額法で計算します。

定率法は、残存価値に償却率を乗じていく方法で、年を経るほど償却額が減少します。未償却残高に定率法の償却率を乗じて計算します。たとえば、100万円の固定資産で耐用年数が10年であれば初年度は100万円×0.2

＝20万円が償却費となります。法人税法では、一部の例外を除き、原則として定率法による計算を求めています。届出をすることで定率法以外の方法も認められます。

●